

公述人17(会場②さいたま新都心合同庁舎)

【意見の概要】

P55表5-8の「高規格堤防事業」は削除すべきと考えます。制度設立から25年が経ちながら進捗率はわずか1.1%であることが会計検査院から示された通り、本制度は機能していません。東日本大震災では利根川2か所で崩落もありました。示された施工区域には住民が多数居住していますが、「高規格堤防に関する整備手法検討業務報告書」では、「今後まちづくりとの共同事業が行き詰ることは確実」「復活は非常に難しい」と報告されています。そもそも江戸川での戦後の水害は内水氾濫によるものであり、本事業の必要性は感じられません。会計検査院からの2度にわたる指摘ポイントも含め、こうした点をどのように議論したのでしょうか。自治体のまちづくり事情が優先され、脆弱な箇所では実施されていないことも治水事業としては大いなる矛盾です。完成年も費用も効果も不明確で、住民に過度な負担をかける本事業ではなく、連続地中壁工法などの有効策を検討して下さい。

以上